	区分	質問内容	回答
1	対象期間	補助対象の対象期間はいつからいつまでか。	対象期間は令和8年4月1日から令和８年12月31日までとなります。
2	対象者	委託事業として実施している事業における当該補助金の取扱いについてはどうなるか。	地域包括支援センターについては、市から委託されている介護予防ケアマネジメント事業は対象ではありません。
3	実施内容	「居宅訪問時の同行支援」について、同行する者は介護支援専門員でなければならないか。	特に規定していません。特定の職種等に限らず対象となります。
4	実施内容	「居宅訪問時の同行支援」について、１回あたりの30分未満、以上を判断する基準となる時間は訪問先の滞在時間か、それとも事業所を出発してから帰着するまでの時間か。	基準額の区分については、訪問時の滞在（アセスメント等）の時間で判断します。ただし、対象経費については、その際に割り増しで係る費用が補助対象となりますので、滞在時間以外の移動に係る経費や同行する人の雇用等に係る費用を対象として問題ありません。
5	実施内容	「居宅訪問時の同行支援」について複数件の訪問を予定する場合はそれを一回とカウントするのか。	お見込のとおり。なお、前問と同様に基準額と対象経費を混同しないようご注意ください。
6	実施内容	「居宅訪問時の同行支援」について、訪問の主体となる者は介護支援専門員を有する者に限られるのか。保健師、看護師、社会福祉士等は対象外か。	要綱のとおり「介護支援専門員の安全確保対策やハラスメント対策のため、利用者宅に複数で訪問する場合の経費」のみが対象です。また、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所のサービスに含まれる業務の訪問のみが対象となります。すべての地域包括支援センターの業務が対象となりませんので、ご留意ください。
7	実施内容	「居宅訪問時の同行支援」について、居宅介護支援事業所の介護支援専門員からの要請で、地域包括支援センターの職員が同行訪問する場合は対象になるのか。この場合どちらの事業所からの申請となるか。	特に規定していません。特定の職種等に限らず対象となります。なお、どちらの事業所から申請すべきかについては、どちらの事業所のサービス（利用者）かで判断してください。
8	実施内容	問16の「同行する人の雇用等に係る費用」とは、勤務時間内に同行した職員の人件費相当額を含むか。	「同行する人の雇用等に係る費用」とは同行者を追加した場合に発生するかかり増し経費を指します。ですので、同行した職員の同行に係る時間に対するみなしの人件費（計算方法等については請求明細書（別紙１）を参照）、新たに事業所が定めた制度等による追加手当等が含まれます。
9	実施内容	地域包括支援センターから委託された利用者も対象となるか。	対象となります。その場合、モニタリング等訪問をしている居宅介護支援事業所が申請をしてください。
10	実施内容	居宅介護支援と介護予防支援の指定を受けている事業所で、それぞれに対象の利用者がいる場合は、交付申請も複数ださなければならないか。	交付申請は、1つにまとめて頂いて良いです。その場合は、請求明細書をそれぞれ作成し、合算したものを交付申請書の交付申請金額に記載してください。
11	対象経費	本事業は消費税及び地方消費税も対象となるか。	お見込のとおりです。